

第七回国会 運輸委員會 會議錄 第六号

(三三〇)

昭和二十五年三月六日(月曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 稲田 直道君

理事 大西 禎夫君 理事 岡村 利右衛門君

理事 關谷 勝利君 理事 前田 榮君

理事 米澤 満亮君 理事 木下 郁君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

黒澤 富次郎君 島山 鶴吉君

清藤 唯七君 山崎 岩男君

飯田 義茂君 林 百郎君

出席政府委員

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局次長) 岡田 修一君

(運輸事務官) 山口 傳君

(船務局長) 足羽 則之君

(運輸事務官) 石井 昭正君

(有線電報局長) 照木 敏雄君

海上保安官(海上保安庁保安部長) 岩村 勝君

委員外の出席者 専門員 堤 正威君

三月六日 委員 梨木 作次郎君 辭任につき、その補欠として林百郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

船舶運送金の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案(内閣提

出第二九号)(參議院送付)

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(參議院送付)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

岡村委員長代理 これより運輸委員會を開会いたします。

稲田委員長がさしつかえがありませんので、委員長のお見えになるまで、私が委員長の職務を行います。

それでは日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題とし前会に引続き質疑を行います。

○關谷委員 この国有鉄道法の一部改正は、非常に疑義のある点でありまして、先般いろいろお尋ねをいたしましたのであります。この点を明確にしたいと存じます。なおこの国有鉄道法の一部改正の法律案は、目下大蔵委員會に付議されております米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案との関連性がありますので、この法案との関連の点につきまして大蔵當局並びに運輸當局にお尋ねしたいと思います。この特別会計から電氣通信、林野庁、国有鉄道に対する交付金の法律案は、一応援助資金を取入れて資本増加することができ得ますので、まことにけつこうなところがあると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

す、幾多の矛盾があると思われま

ので、その点を大蔵當局、運輸當局にお尋ねしたいと思ひます。

まず大蔵當局にお尋ねしたいのは、この点はすでに予算委員會その他でよく論議されておりますので、あらためて私がお尋ねするのでもどうかと思ひますけれども、もう一応重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。この対日援助見返り資金の性質については、どういうふうなものになるのか。これは将来のことではつきりしておられないとは思ひますが、大体當局はどういうふうな氣持を持つておられるのか、これはもうい切りになるものか、また将来返還せねばならないものか。こういうことの見通しについて伺いたい。それに對して何かその筋からの覺悟といふようなものもあるのか、あるいは公約でもあるのか、現在までのその筋との交渉の過程において、口吻その他で推察ができると思うのであります、その点を一応伺つておきたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 ただいまの見返資金特別会計に充てられます金の見合

いとして、ガリオア及びイロー

というアメリカの予算によります資

金との關係、この金が将来返還いたさ

なければならぬ筋合ひのものである

かどうかという点でござい。これ

につきましても大蔵大臣が、予算委員

会で答弁をしておられるわけござい

ます。現在のところにおきまして

これらの資金が、日本側としてと

與に相なつたものであるということ

は、できないわけであり。それだけの

決定がなされておられなくては返還

ので、その意味におきましては返還

の必要が生ずる可能性があるとい

ことは、申し上げなければならぬこ

であると思ひます。それがどうい

うな形で、どういふ時期にきまり、

まどういふような條件を持つか、あ

いはそういうようなことは全然発生

しないことになるといふことにつ

ましては、大蔵大臣もお答え申し上げ

ておられると思いますが、今後にお

きまして決定される問題であります

ので、今日までのところ、これは少

ともらつたものと考へるわけには

参らぬといふことだけは明らかであ

らうと思ひます。従ひまして将来

の償還といふこと

を頭にに入れて考へますと、この見

返資金特別会計にござい。この見

返資金特別会計にござい。この見

返資金特別会計にござい。この見

返資金特別会計にござい。この見

返資金特別会計にござい。この見

返資金特別会計にござい。この見

返資金特別会計にござい。この見

として残つておるわけでありま

す。これに對しまして使用といふ言

葉をいたしましたのは、これはその

法案の當時において御説明申し上げ

たと思いますが、使ひ切つてしま

う。すなわち見返り資金特別会計

の建前からいたしますれば、その

金は拂ひ出し切りになります。こ

れを、将来に對しては、何らかの

償權あるいは出資権といふような

財産權の形では残らない筋合ひの

ものであります。当初からの指令

のうちにございまして、使用とい

ふ言葉がございまして、特別会計

法にもこのことを使つておるわけ

でござい。使ひ切りになるとい

ふのはどういふ趣意であるかとい

ふと、これは見返資金特別会計とい

ふものは、日本経済の再建のため

に広く使われるので、当然その使

われに要する費用のうちには、元

金の償還をにわかに期待することが

できないものがあるわけでありま

す。たとへば本年度、昭和二十五

年度におきましても、一部公共事

業に使用を予定いたしました。こ

れは、その本来の性質からいたし

て、たとへば家屋あるいは道路を

直すといふようなことは、それ自

身におきましては、必ずしも元利

を償還する能力を持つておるとい

ふことは申し上げられませんで

は、むしろそれによりまして全

体の経済の力がついで参り、そ

こに全体としての担税力がある

といふことを考へれば、その力が

考へられる。見返資金

が依然として何らかの形において

財産

特別会計というものは、最初からそういうようなや、広い見地に立ちましても、もちろんその主体によりましては経済的な財産に基づきます出資、あるいは債権というような、直接経済的効果を生むものが相当多いわけでありまするが、そればかりに限りませんで、やや広い意味におきます経済再建の使途に使うということを考えております。

その意味におきまして、使用という言葉
葉を考えた次第でありますので、今
申し上げましたようなことから、現在
におきましてはこのガリオアないしイ
ロアの資金の貸付に對しまする日本側
の見合いというものは、やはりもらつ
たものと考ええるという意味におきま
して、そこに法律上の債務というとは
少し違ふかと思いますが、何らかの將
來に對しまする可能性が残つておりま
す。それからそれに対する見合いとい
たしましては、必ずしも返還資金會計
自身が、いつまでも債權あるいは出資
の關係において持つておるということ
は予期いたしません。それはやや広い
経済再建という全体の見地から考へて
運用される趣旨と相なつております。
こういうことになつておる次第であり
ます。

○關谷委員 何やらあとへ尾を引くよ
うなお言葉でありますが、ただいま言
われたところの、財産権としては残ら
ない。こういうような見解をとってお
られるようでありますが、将来これが
財産権として残らぬということば、は
つきり言い得られるのか。責任を持つ
て言い得られるのかどうか。念のため
にお尋ねをいたします。

○石原(周)政府委員 私のお答えしたのが少しまわりくどかつたので、おわ

かりになりにくかつたと思いますが、私が財産権として残らないということとを申し上げましたのは、援助をいたしますアメリカと日本との関係におきまする意味ではございません。アメリカと日本との関係におきましては、前段に申し上げましたように――、これは比較のためにヨーロッパに對しまする場合を申し上げますと、あるいはおわかりやすいかと思いますが、ヨーロッパにおきましては、御承知のように、マーシャル・プランがあり、E O A といふ機関がございまして、ヨーロッパに對する資金支出をいたしておるわけ

でありますが、この場合におきましては、はつきり援助と貸付を区分しておきます。ある金額は贈與であつて、ある金額は貸付であるということが明らかであります。従ひまして贈與であります限りにおきましては、それはもろい切りである、やり切りである。貸付であるということが残つております限りにおきましては、それがどういう債権、債務の關係で、将来償還して参るかということが出て来るわけであります。この關係におきまして、ガリオア、イロアの資金支出の關係におきましては、いまだに日本側に対しまし

て、どの程度が贈興であり、どの程度が貸付である。その條件はどういたすということが未定でありますから、その意味で将来において決定せられる問題として残つておる。少くとも贈興であるということでない以上、もらつたものだということには、ただちに考えられないということを前段に申し上げました。

それから財産権ということを私が申し上げましたのは、この見返資金特別

會計に――向うの援助は御承知のように外貨でありますから、従つて売上げました資金が見返り資金に積まれるわけであります。その積まれた金が運用

せられるわけですが、その運用せられまする、たとえば造船業でありますとか、あるいは電力事業でありますとかに対する貸付という形、あるいは最近問題になっておりますような金融機関の優先株式における出資、そういうような積み重ねられた金を使いました結果が、出資でありますとか、債権とか、財産権の形で残っております場合を運用と称し、そうでなくて見

返り資金からの金は出し切りになつてしまふ。たとえば公共事業というものをやります場合にきましては、それに対して見返資金特別会計が財産権の形をとるといふようなことでなく、見返資金特別会計としては金は拂ひ切りになる。一般会計の普通の経費が拂ひ切りになるのと同じような結果になるといふ、二つの場合がございます。財産権がなくなるということを申し上げましたのは、見返り資金の特別会計、すなわち日本側の援助の金の使ひ方の場合におきまして、財産権が残ります場合、残りません場合、両方ある

るといふことを申し上げたわけであり
ます。

○關谷委員　そういたしますと、今の
石原次長の言われるのは、日本の国と
アメリカとの關係においては、財産権
というものは残つて来る。しかしなが
ら公共事業費として出資し、あるいは
拂い出しをしたものに対しては、その
公共事業費なりを受取つたいわゆる鉄

道公社あたりの企業体が受取つたもの、あるいは出資をして出されたもの

に対しては、直接アメリカからの財産権は及ばぬ。こういうふうなことになるのか、その点についてはつきりと伺いたいと思います。

○石原(周)政府委員 おつしやる通りであります。対アメリカの関係は、実は見返資金特別会計そのものにつきまして、直接に及ぶということが言えますかどうか。指令によりまして見返り資金の運用につきましては、いろいろ司令部の承認権が留保されておりますが、その見返資金特別会計に積んでありますところの金、その財産権それ自身、かりにそこに債務があるといった

しまして、債務の關係に対する直接の引当てになつておるかということにつきましては、法律上の議論はあると思ひます。法律上の議論におきましては、もし將來債務關係になりましては、も、少くとも現在のところは、その兩者の間に關係がないということであらうと思ひます。しかもお尋ねの点は、そういう法律上の問題ではないのだかと思ふのでありまして、そういうような常識的に行きまして、一方外貨の債務がある。それに対して見返り資金に使われる金、あるいはそれに運用されるところの資産というものが見合ひに

なると思ひます。その見合いがなくなるといふ点につきましては、私が申し上げましたように、使用するということでは切りになります限り、その見合いの關係はなくなるわけでありませう。

○關谷委員　しかし国有鉄道の出資として受入れるものに対しましては、どうも今の御説明ではつきりとわかり

かねるのであります。運輸当局の言によりますと、大体例の援助資金の關係

の特別会計から交付を受けるもの——これは決して対日援助資金ではないので、対日援助資金の性格がかつた、日本政府の資金である。こういうふう

に説明をいたしておるのであります

が、そういたしますと、この運輸省の意見と大蔵当局の意見とは一致しておるかどうか、その点を承りたいと思

います。

○石原(周)政務委員 遼寧省側からの
答弁、私その席で伺っておりますので、どう
いう御趣旨の御答弁であつたか存じませ
んが、ただいまお尋ねの点の点と申しま
すに關連して申し上げますれば、こゝで
見返資金から出されます金は、見返資金
は先ほど申し上げました見返資金特別
會計法の意味におきましては、使用とい
うことに相なりまして、見返資金特別
會計との間にはひもが切れるわけであ
ります。従つて四十億の金を出しまし
て――これは交付金と申し上げておりま
すが、そういう金を出しますと、見返資
金特別會計といたしましても、鉄道
に對するひもは切れます。しかしなが
らその出された金の対価と申します
か、その權利につきましては、これは
この法律によりまして政府が持つわけ
でありますので、当然一般會計が

をいたしたのと同じ形になるといふ意味におきまして、運輸省側が御答弁なさつたのだと思います。従いまして繰返して申し上げます、見返り資金の關係は、この金が交付されると同時になくなりまして、その方におきまする出資という關係は、一般会計との間に於いて起るのであるというふうに御了承願います。

○關谷委員　その点が一番の問題でありまして、どうも私たちにはわかりな

ねるのでありますが、もしそのようなことでありますならば、この対日援助の見返資金というものを、一般会計予算の中に繰入れておいて、そうして国の一般会計の中から鉄道の方に出資して出すということになれば、その点まことにばつりであるのでありますが、国有鉄道に四十億出資受入金、対日援助見返資金とはつきり書いてある。しかもこれが受入金。そうして今度大蔵委員会が審議せられております法律によりまして、これが出資として出される。交付せられるのだということになつて来るのでありますが、どうもその点、もう一階梯をふみますと、まことにばつりして、氣持よくなつて参るのではありません。私たちがこの点を考えてみても、イロア、ガリオアの援助物資の売上げ代金、これが貿易資金の特別会計に入り、それが見返り資金の特別会計にまた入つて来る。その中から直接国有鉄道の出資ということが出て来ますと、どうしてもその間に対日援助見返り資金との縁というものが、腐れ縁で残るので、そこがどうしてもつきりしないのであります。なぜかういうようなあいまいな方法をとるのか。これがどこでどうしたならば、この対日援助見返り資金の四十億との縁が切れるのか、その絶縁する場所がどこで絶縁できるのか、その点をはつきり伺いたい。

○石原周(政府委員) お尋ねの前半でございします。結局一般会計に關係が残りまするならば、むしろまわりくどい方法を用いないで、まづすぐに見返り資金から一般会計に繰入れて、一般会計から出資することにしたらいかがか、その方が事態をわめて明瞭になるのではなにかというお尋ねであります。御趣旨は非常にごもつともでありまして、ほかの点の配意するところが一番はつきりしておるかと思ひます。ただそういたしました理由の一つは、これはいろいろ申しようはあるかと思ひますが、一つの申し方はこういうことであると思ひます。それは見返り資金特別会計法によりまして、見返り資金の用途というものは、経済再建という趣旨になつておられます。しかも一般会計に金を繰入れまして、一般会計から出すというところに相なりますと、一応一般会計の總計予算主義という形になり、一応一般会計全体の歳入となり、一般会計から出す金は、一般会計からの一つの支出であるという今の總計予算主義となり、全体の歳入は全体の歳出にからみ合つてゐるという形から申しますと、そういう形になります。それを繰入れる方法ももちろんあるわけでありまして、たとえば法律によりまして、一般会計の、こう／＼いう経理の金を、こう／＼いう出資の形で扱つてもらいたういふような、いわば特別な目的を有するような、特別な規定を設けることはもちろん可能なわけでありまが、しかしながらそういう方法をとらなかつたのは、そういふことになれば、むしろまづすぐに対日見返り資金から出す方が、最も直截簡明ではないかと思つたからであります。この点はいろ／＼議論はあると思ひますが、政府が一般会計を通じませんで、まづすぐ見返り資金から出した趣旨は、そういうところにあるかと思ひます。なお申し上げておきます

が、一般会計を通じまして支出をいたしました場合におきましては、はつきり一般会計が出資の権利を持つという形が明らかになりまして、後段の尋ねに當りまして一般会計が出資の権利を持つという法律との關係は、今お尋ねのような疑問を生じないで、すつきりと参るわけでありまが、ところが前段につきましては、お尋ねになりましたような形をとりませんで、見返り資金特別会計からまづすぐ鉄道に出資ということにいたしました結果、鉄道といつたしましては、経理の方法に二つの方法しかない。すなわち先ほど申し上げましたように、見返資金特別会計といつたしましては、先ほどお尋ねになりました受入金という形、見返り資金から出す方から申しますと、交付金という形、すなわち交付金、受入金という形になりまして、見返り資金が金を出したとたんに縁が切れるのであります。なお御質問の一番最後、一体いつ切れるのかというお尋ねがありましたが、それは出しましたとたんに切れまが、そういたしますと、金が入るわけでございますが、その入つた金は一体何だということになります。いわば贈與でもらつた金のような形になります。その整理の仕方は、理論的なものは二つあるわけでありまして、一つはこれを利益金と見ます。すなわち一種の贈與といふような形になりますれば、利益金が出てくることになりまして、年度の決算におきまして、それだけの利益が、利益金の処分を通じて、積立金と相なりまが、積立金と相なりまが、日本国有鉄道に対する出資は、全部現在のところ国でいたします。従つ

てそれは国の自己資本という意味におきましては、当然に属する形になります。そういうような形も一つの形でありまが、とにかく出た金は見返り資金から出たのであるが、これは究極するところ、国に属するところの権利体である。でございしますから、法律をもつてこれが政府の特別会計の出資という形において、整理をいたすのだということに相なるわけでありまが、前段のお尋ねに対して申し上げましたお答えは、いささか／＼しくなりまして、おわかりになりにくいかと思ひますが、おわかりになりやすいかと思ひます。使つておられるのかというのを明らかにすることが要請せられて、それを明らかにいたしましたために、特別会計といふ一つのクツションを通じて出したのでは、見返り資金が連合軍の總司令官の指令、あるいは特別会計法の明文によりまして要請せられておるところと、これでびつたり合つてゐるのだといふことが、やや不明確になります。趣旨が現われるというようにお考え願つたらよいかと思ひます。

○關谷委員 決して私はそれは納得しておらないのであります。どうも大蔵當局あたりの頭のいい人は、それでばつきり縁が切れたもので、將來に禍根が残らないと考へておられるかもしれないが、われ／＼が考へると、なかなかそういうふうに簡單に行かないのであります。今のように対日援助見返り資金とはつきり書いてありまして、それを直接出してゐるのだ、それを何に使うかといふことがはつきりわかるようにしろといふ指示がその筋からあつた。こういうような意味の御説明であつたように思ふのであります。そういたしますと、私たちがどうも納得の行かないことがたくさんあるのであります。この大蔵委員会に出されておりますところの法案の第二條の第二項による場合に、国有鉄道法の第五條と關連して、非常な矛盾が起きて来る。私は今の対日援助見返り資金が贈與ではないのだ。債權債務として残るのだといふような、はつきりと贈與とは言い切れないといふ点あたりとにらみ合はせまして、どうも妙なことになると思ひますが、大體出されておりましたのは、対日援助見返り資金とはつきり四十億にも書き添えてありますから、私たちは大蔵當局がどのように説明いたしましたも、対日援助見返り資金と縁が切れたものではないといふような考へが残つておるのであります。そういひました場合に、この国鉄法の第五條の第二項は、国有鉄道の出資金は、昭和二十四年の五月三十一日現在における国有鉄道の特別会計の支出の價格に相当するものが、資本金になつておるのであります。そのときの資本金は四十九億になつておるのであります。評價いたしましたら、大體一兆に近い資産があるのであります。現在国有鉄道の資産を評價いたしましたならば、大體見当をつけましたのが、八、九千億圓ないし一兆といふのが常識であります。それに対する出資といふことになつて来ておるのであります。そういたしますと、四十九億に対して、現在のような貨幣価値のない四十億が出されて来ると、両方で八十九億といふものが資本金になつて来る。これが見返り資金の出資だといふことになりますると、將來これをどういふ

え方、これは政府の場合にも押し広げることができないのではないかと、お尋ねだろと思ひますが、その点につきましては、先ほど来申し上げております第二の論点からいたしまして、これは法律上はあくまで一般会計そのものの出資金である。従つて交付をいたしましたときに、見返資金特別会計の縁は切れておる。でございますから、私の申し上げておりますところは、その法律上の関係ではないのであります。すなわち民間の場合におきまして、増資株というものの持ちます法律上の請求権というものに比する場合には、この場合見返り資金においては存在いたさない。ただ先ほど来いへる／＼お答えを申し上げておりますのは、そういう縁の切れ方は法律上の構成のいたし方である。出たものの出所を見れば見返り資金じやないかという実情論に対して、どうであるかというお尋ねでありますので、その点につきましては、もし因果の関係がありといたしますれば、それは増資株というものが、その増資後におきます再評価によつて大きな財産権を得るといふように、法律上生じます関係とは別個の問題であつて、それは実質上一つのつながりがあるという意味におきましては、これはあくまでこの見返り資金の財源によりまして、二十五年年度におきましてで

資の場合と違つて、それは政府の一般会計から出る出資であるがゆえに、民間出資の場合とは違ふと言ひますが、それに対して何か法的な措置、はつきりした明文でもあるのかどうか、それを伺ひたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 これは見返資金特別会計法の改正の法文でござらんになりますように、一般会計の出資といふふうになつておりますから、これは一般会計の出資である、その法文によりまして考へておりますといふことではありません。

○關谷委員 石原次長は見返り資金にこだわつて、変な回答をしておられるのですが、私の申し上げますのは、四十億をあとから四十九億に足して出資した。その四十億といふのは、もし民間の出資の場合であるならば、将来再評価した場合には、それが八十九分の四十という権利を得るのだ。しかしながら民間融資の場合と違ひ、政府の一般会計の出資であるから、それはならないのだ。今次長が言われるようなことになりまして、民間の場合には八十九分の四十、政府の一般会計からの出資の場合には八十九分の四十にはならないのだ。そのならぬといふ何か法的な基礎があるかどうか、それを承りたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 失礼いたしました。今お尋ねの四十億が民間の増資株式のうちに、既存の株式と同じ割合でばふれないのだといふことを、私も申し上げたようにお聞きになりますと、私の申し上げようが惡かつたのでありまして、私が申し上げましたのは、四十億と四十九億といふものを合せまして、八十九億が何千億になる

のでありまして、これはいわば一般会計が兩者合せて持つておるわけでありますから、おつしやるように八十九分の四十という觀念は働くのであります。ただ私が申し上げましたのは、その八十九といふもの、あるいは四十といふものが、八十九分の四十といふ意味において働きますのは、あくまで一般会計の国有鉄道に對します出資権の関係でありまして、先ほど来議論と相なつております見返資金特別会計との関係において、大きな発言権があるじやないかといふ点につきましては、私はそういうような法律的問題といささか離れた実体論の問題で、その間に相當因果関係があるといふ、一つの常識的なつながりを考へたところにあるだらうといふことを申し上げた。そのつながりに屬しますものは、これは今のような法律論と話が違ひますので、たとえば八十九億が何千億になる。その八十九分の四十という議論は、ちよつとその場合は適用いたしかねるのではないかといふことを申し上げたのであります。

○關谷委員 そういたしますと次長の言われましますのは、やはり一般会計から出たこの四十億は、国有鉄道の資産再評価の場合に八十九分の四十、こういう権利になるということ、一般会計も民間融資の場合と同じである、この結論してよろしうございませうか。

○石原(周)政府委員 さようです。

○關谷委員 そういたしますと、なおさら私たちはそこにはつきりとしたものを考へるべきではないか、こゝろこゝろのことを考へるべきであります。これは大蔵大臣の監督によつて、国有鉄道の會計といふものは絶えず指示監督を受け

ておるのであります。あの国有鉄道の鐵道法の一部を改正いたしました際に、國鉄といふものは独立採算制といふことを強く要望せられておるのであります。そしてそのために、この新しい工事勘定といふようなことをやります場合には、借入金あるいは鐵道債券といふものの発行ができる。そうして普通の何といひますか、經常費で不足があつた場合にはこれを借り入れもできるが、またそのかわり支拂いもするというところで、國鉄會計において独立採算制といふことを強調せられておる。見返り資金といふものの関係と関連いたしまして、これだけ非常にめづるものを、なぜ見返り資金の借入金とせずして、出資といふことにさすような方法を講じておるか。むしろこれは借入金とせしむることが、国有鐵道の會計法の趣旨にも合致しておるのであり、そしていへる／＼國民の疑惑がなくなる。こゝろこゝろになれば、これが最もよい方法である。しかしそれは一応一般会計へ繰入れるといふことになつて、そしてそこで何かの名目で、一応一般会計へ繰入れはしたものであるが、それは見返り資金から出たものであるといふことを、一般会計法の中で何とか表示すれば、その際

はつきりと見返り資金との縁が切れることになるのであります。私はこの際これほど議論の集中するものでありますならば、これを深く借入金といふことに變更せられたらどうか。こゝろこゝろに考へるべきであります。大蔵當局の御意見はどうですか。

○石原(周)政府委員 ただいまの借入金に切りかへてはどうであるかといふお尋ねであります。私冒頭にお尋ねに

對してお答え申し上げましたのは、一般論といたしまして、見返資金特別會計法のうちで、運用でなくして使用である。すなわち出資とか借入金とかいふことでなく、使いきりになつてしまふものがあるといふことを申し上げたのであります。二十五年年度の見返資金特別會計の歳出をきめる際におきまして、国有鐵道、電氣通信、あるいは国有林野、御承知の住宅金融公庫と申しますか、そういうような政府の特別會計ないしは政府の機關と申しますか、そういうものに対しては資金の支出が、相當大きな金額に相なつて参つたわけでありませう。その際におきまして、関係方面ともいへる／＼相談をいたしまして、これらのうちにはある程度採算の比較のとれるものもあるといふ状況にございませう。しかしながら一定の借入金に基きます元利の償還といふことを考へますと、これは事業の經營上、相當圧迫になるものもあるといふ点から考へまして、この際相手は政府の特別會計ないしは政府が全部株式をもつておりますところのコーポレーションといふものでございませう。この際むしろ特別會計法の使用といふ言葉でございませう。この方面に広めて考へて、この政府の特別會計並びに政府關係機關に對しましては、全部これを使用といふことにいたす。すなわち拂い切りといふことにいたさうじやないかといふことにいたしたわけでありませう。この対象となりますものは、いろいろ收支の状況が違つておりまして、あるものは元利の償還に著しく困難である。あるものはそれほど困難でないという差がございませうが、それらはい

ずれたにいたしました。政府の出資と相なりますので、その出資という觀念で考へて参ればよろしいではないかと、いうことに相なりまして、今お尋ねのように借入金という形にいたしました。金、金を交付しつばなしにいたすようにしたのであります。鐵道につきましても、今お尋ねのような議論を、私ども當時内外においていたしたのであります。一、應鐵道も相當大きな製造注文の依頼を受けておりまして、経営も相當むずかしい時期にあり、従つてできるならばこれは借入金という元利償還の義務が伴いますもので考へませんで、出資という形で考へて参つた方が、将来にわたります採算の点から言つても、策ではなからうかということ考へたわけでありまして、今お尋ねのような、逆にそれが再評價の場合に、非常な大きなものと相なるという点につきましては、率直に申し上げまして、私も法律上の考へからあまり注意しなかつたので、そういう点から考へておりませんが、今申し上げたような趣旨において、十分言えるかと考へます。

○關谷委員 ます／＼もつて私は不可解に存じます。大体これはもうかるものもあり、もうからぬものもある。一律に扱ひかねるからといへば、なほさう一般會計へ繰入れて、それから出すという出し方によつてやるといふことが、最も適當なものであります。この鐵道あたりへ出して、そしてそれが八十九分の四十で、今の四十億が残るといふようなことになつて参りますと、鐵道の現在の會計がまことに苦しいから、それを助けてやるのだといふような考へえのように今言われましたが、もつて

のほかでありまして、鐵道によつてもうけようといふようなことになつて来る。もちろん先ほど言ひましたように、この出資が見返り資金から繰の切れたものでありますれば、もうけても、たといその資金がどうなりましても、これは政府のものであります。一向國家としての損失はないにいたしまして、公共企業体として別個に相なつて、獨立採算制を強調いたしております場合に、この行き方といふものは、表面は御親切、おためごかしであります。まことに不親切なやり方でありまして、これはほんとうの國家資本であります。ゆゑに、その議論も成立つかもしませんが、民間あたりでありましたならば、これこそほんとうに便乗であつて、たいへんなことになるのであります。どうしてもこれは一般會計に繰入れて、そして林野庁の方あたりの特別會計に入れるものは、これはもうからぬのだといふことになれば、またその方法が一般會計から講ぜられる。それがこの鐵道のように入縮された資本のところへ、四十億でそのまま来て、そしてそれが八十九分の四十で作用をするといふ、この方法がまことに不親切で、こういう場合には、どこへ使ふかはつきりわかるようにするならば、これは見返り資金から借入金でけつこうであります。そしてこの四十億くらいのもので、あの鐵道が運賃の値上げをいたしました今日でありますので、私は一箇年を通じて、従業員の方がほんとうの獨立採算制であるといふことから、皆が勤勉努力いたしました結果は、これくらいのもので、これをこしらへて出資すると

ころに、たといこれが國家の経営でありましようとも、はなはだこれは不合理な点がありますので、この点どうしても私たちが納得がいたしかねるのでありまして、今次長の言われたように、そういうふうなことになるということ、實際にそれほどのことを考へなかつた。こういうことに考へておられるのであります。ならば、米國對日援助見返資金特別會計からする電氣通信事業特別會計及び國有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本國有鐵道に對する交付金に關する法律といふものを修正してもらいたい。こういうふうに考へるのであります。修正する御意思があるかどうか、伺いたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 私の申し上げようが不正確でありましたために、その点をちよつと修正させていただきます。けれども、今御議論の点を深く考へなかつたといふことを申し上げたのは、ただいまお尋ねの中にありましたように、この出資の四十億が、今おつしやいますような八十九分の四十という形でふくれるといふことは、これは國の出資の中であるという点、それからまたおつしやいますように、これは全体の國の事業でございまして、従ひまして獨立採算制といふような点で考へましても、できる限り各種の經營の圧迫といふものは、避け得られるものならば避け、それによつてももちろんもうける趣旨はございせんけれども、これは國の公共事業といふものがうましく成立つようによつてやりたいといふ趣旨から、私どもは當然こういうような形で出資をすることの方が、借入金をいたすのに比べて、より適當であるといふふうに考へたという意味において申し上げたのであります。今のような議論を全然度外視しておつたという趣旨ではございません。すなわち私どもは、それが全部國のものであるという点から、そういうところは十分に考へ得るのじやないかという意味で申し上げたのであります。従ひまして今法律案の修正のお尋ねがあつたのであります。その点につきましては目下そういうことは考へておりません。

○關谷委員 石原次長は、獨立採算制から見てこの出資の方がいいのだ。私はふかしぎに感ぜられるのであります。私の頭が左前になつておるのかどうか知りませんが、大体獨立採算で行く場合には借入金とすべきものであります。それが工事勘定で出て参ります。それがこの鐵道の新線ありは改良についてこれが用いられるのであります。それによつて増収があるものであります。その点は拂うて行けるのであります。これがほんとうの獨立採算制であります。鐵道債券も發行できる、借入金もできる。しかしそれによつて拡張せられただけのものは事業が拡張せられたのであつて、収入も多くなつて来る。その収入の多い部面によつてこれが拂うて行けるのだ。こういうことになりましたので、別に借入金といふことは、獨立採算制に出資するといふことは逆であります。これを借入金とすることが獨立採算の建前であります。こういうふうな考へ方であるのであります。大藏當局の考へ方といふものと民間一般の考へ方といふものが、逆になつておるうちに考へられるのであります。これが

○關谷委員 まことにわからぬ議論

もので済むという程度のものであります

第一頁第二號 選舉委員會會議錄

三十一日でこれがくぎづけになつてお

の四十億というものは、その再評価

○石原(周)政府委員 先ほど来私の申

第六号 昭和二十五年三月六日

えております。

通過の場合一、これを實際の出資金

か。この点を承りたいのであります。

10

わが通達したからと言つて、これに

当疑義が残つておるのであります、

見返り資金の金の使用によつて一區

10

定が御指摘のようにございます。それ

資金特別会計法の関係からいたしまし

一役會計が引受する。その前段の交付

七

ります。しかもこの四十億の使途についての政府委員の説明では、そのうち二十三億は発電所関係の方に充当する、こういう御説明であります。残りの十六億数千円の使途につきましては、いまだに未決定のようでありまして、かようなことはともかくといたしまして、二十四年度におきましては、御承知のように十三億数千円を償却費として工事勘定にまわす。百五十億を見返資金特別会計からの借入金として、百六十億で工事勘定をやつたのであります。しかもその工事内容は、取替工事もありましたし、また新設工事もあるものであります。ところが本年度の工事勘定を見まして、特別会計自身の資産評価益金が百五十億ばかりあるのであります。その内容を見ましても、取替工事もあるし、新設工事もある。しかもそのプラス四十億のうち、わずかに二十三億しか使途がきまらない。内容においては昨年とまったく同様であります。いかに詭弁を弄しましたも、まったく同じような客観的情勢下において、何がゆえに昨年は百五十億を借入金としてやつておきながら、今年は疑問をさしはさむような出資金の形をとらなければならぬのか。その客観的情勢を承りたいのであります。ただ国有林野局が繰入れで行くからとか、あるいは電信電話事業特別会計が繰入れで行くからという公平論といふは、一般論からして、公共企業体である国有鉄道に対しても出資金のような形で、四十億かわず／＼出される客観的情勢を承りたい。それからもう一つ承りたいことは、昨年と同じような客観的情勢と同じような使途をもつて百五十億出されましたが、

この百五十億の借入金を出資金に直される意思があるのかどうかということ、あわせて承りたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 昨年は借入金をやつておいて、今年には出資にした理由はどうかというお尋ねであります。御指摘のように、これは国有鉄道ばかりでなく、電気通信などについても同じ問題がありますが、これは率直に申し上げると、こういうことに帰着すると思ひます。昨年度におきましては、その制度の開始早々でございまして、この見返資金特別会計の金の使い方につきましても、なかなかその運用と使用、つまり使い切つてしまふ金というのにつまみましては、関係方面ともいろいろ折衝をいたしまして、非常に慎重なやり方をいたしたのであります。二十五年度におきましては全体の関係を考えて、特別会計法に規定してあります使用という言葉につきましても、もう少し自由なと申しますか、もう少し少く広げた適用をしてみようということに相なりまして、先ほど申し上げました実質的な理由もございまして、電気通信、国有鉄道以下、政府の特別会計並びに政府関係機関に広げるということにいたしましたわけでありまして、おつしやいますように、その間にございまして、両者の間に著しい客観的な経済条件の変更があつたということより、まあ制度も二年目になりますので、その使用という言葉につきましても、もう少し広い意味に解釈をいたしたいというので、切りかえたということに帰着すると思ひます。第二の点は、昨年にさかのぼつて、昭和二十四年度の分も出資に切りかえるつもりがあるかどうかという点につきまして

は、この予算の編成の時期並びにその後におきまして、司令部側と相談をいたしておるところでありまして、まだいづれとも申しかねる次第であります。

○岡田(五)委員 見返り資金関係の質問は、関係委員からる質問がありまして、次に私は国有鉄道法の一部改正について御質問申し上げたいのであります。政府は、独立採算制において鉄道の健全なる経営をやりまうがために、鉄道債券の発行により、あるいは増資による資金獲得によりまして、新線の建設あるいは国鉄の電化というようなことをやられるのも、一つの方法だとは考へるのであります。このたびは、見返り資金四十億を増資の形をもつて獲得しておやになるのであります。この條文によりまして、今後一般会計からまた出資いたしまして、国有鉄道を増資いたしまして、緊急を要する新線の建設その他の関係に着手される意思がありやいなやというところを、この條文に關連して御質問申し上げる次第であります。

○石原(周)政府委員 ただいまのお尋ねは、一般会計から金を入れて建設改良工事をやる意思があるかどうかというお尋ねでございますか。

○岡田(五)委員 さようでございませう。

○石原(周)政府委員 二十五年度におきましては御承知のように、現在提案されております予算におきましてござらんのであります。それでは今後におきまして一般会計から金を出して、建設工事をやるかということでは、建設工事をやるかというところでは、鉄道の経営の收支の結果がどうなるかということにもより、もう一つは建設勘定の工事を急いでやる必要があるかないかという、両方の條件に基くのだというところを申し上げただけなのであります。その結果どの程度の金額になるかということ、原則としていたしまして、今お尋ねのように一般会計から繰入れをしてまで、国有鉄道の建設をするつもりはないということをおし上げたいと思ひます。

○満尾委員 私は二、三の点だけ簡単に御尋ねしたいのですが、先ほど政府から、今回の対日援助資金から国鉄への出資というものは、法律的にはひもが切れておるという御説明があつて、われ／＼もなるほど法律のテクニクとしては、ひもが一応切れてはいる。しかしこの條文から拜見いたします。しかし私どもはこの問題を考へますとき、最も大きなファクターは、政治的なファクターをどう見ておられるかというところなのであります。政府委員の御答弁の中には、どうもその面に対する考慮が少からず足りなかつたのではないかと疑ひを起させるものがある。そこで私はプリミティブな御質問でありまして、この対日援助見返資金特別会計というものは、もし講和会議ができましたあかつきに、どういふふうな処理される見通しを持つておられるのであるかというところが一つ。さらにこのアメリカの援助を受けます資金の使う方面であります。なるほど国民生活のために必要ならぬけれども、事業上の金が必要だからといつても、公共企業体その他形態であれば、すぐこれを導入していいかどうかということにつきま

て、私は非常に考へべき要素があると思ふ。なるほどわが国はどうしても外資を入れなければならぬ、そのことは私もよくわかつております。しかしながら日本の将来のために、外資を導入してしるべき事業と、しるべきからざる事業があることをわれ／＼は考へるが、政府におかれましては、その点について考慮をお拂ひになつて、今回の御計画があつたかどうか。第三段に私は、国有鉄道というものは、将来のわが国の国民経済の中における、あるいは政治の体系におけるその圧倒的な一種の使命をもちいたしまして、私はいかなる形態においても外資を導入すべきか、相手がこの国であらうとも、この面は国民の努力によりまして、われ／＼の蓄積した資本によつてこの事業をまかなつて行くのがほんとうじやないか。これが國家百年の大計から見ても、ぜひとも確保しなければならぬ一線じやないか。それにつきまして、形式的に法律技術的には若干の断ち切つた方法が講じてあるにいたしましたが、それに近いような疑惑を招くような形態をこの際とすることは、私は絶対に慎みたいと考へておりますが、政府はその点についてどういふ御考慮をお拂ひになつたものであらうか。この三点についてお教えをいただきたい。

○石原(周)政府委員 お尋ねの点は、実は事務当局としてお答えをいたしたる範囲を、あるいは越えはせぬかと思ふのであります。私は私としてお答えできる範囲内のことをお答えいたします。

まず第一のガリオア、イロアの結末が、講和條約においてどうつくかとい

うお尋ねであります。これは非常にむずかしいお尋ねでありまして、率直に申し上げてわからないのであります。ただ従来の各国の場合におきます処理の例はあるのであります。私今この席でそれらをそらんじておりませんが、お答えいたしたかねますが、従来これに類似いたしました事態の場合におきますは、必ずしもこれがその後引続き債権として残るといふことにはなつていない場合があるようでありす。それらの具体的な事例はどうかといふお尋ねがありますれば、これは重ねてお調べをした上お答えをさせていただきます。具体的には、日本の場合にはどうかといふことを申し上げるのには、ちよつと早過ぎるのではなからうかといふふうに考えております。

〔岡村委員長代理退席、委員長着席〕

第二の見返り資金から出資する問題についての、政治的な関係はいかがあるか。なかならずそれが法律論とはなかくとして、実質上外国の力と申しますか、資本と申しますか、そういうものが日本の国有鉄道に入るといふような含みが出て参りはせぬかという点であります。これは私よりも運輸省の方からお答えを願うべき筋かと思うのであります。大蔵省が予算を運輸省と御相談をしてくりましたときには、見返り資金といふものも、対米関係で積み立てられる金とは違つて、交付といふことで打切られている点から見まして、一応御心配のような点については、その必要はあるまいという考えを持つておるのであります。詳細については運輸省側からお答えを願つたらよろしいかと思ひます。

第三番目の問題についても、大蔵省としてお答えするよりは、運輸省側からお答えを願うべきだと思ひますので、私としてはこれ以上申し上げません。

○満尾委員 ただいま政府委員から御答弁をいただいたのでありますが、私のお尋ねしたことは、一番簡單明瞭な問題でありますけれども、一番政治的に重要な問題でありますから、いずれ私は大蔵大臣並びに運輸大臣から、この三問題について御答弁を得たいと思ひますので、保留しておきます。

○稲田委員長 それではこれより水先法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。

○岡田委員 本法案につきましては、質疑も続けられ、すでに論議をいたされておりますので、これ以上の質疑はないと思ひますので、質疑、討論を打ち切つて、ただちに採決せられんことを望みます。

○稲田委員長 ただいま岡田君から、本法案の質疑は打ち切つて、ただちに討論を省略して採決してはしいという動議であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認めます。よつてこれより水先法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○稲田委員長 起立総員であります。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○稲田委員長 次に船舶運賃金の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。林君。

○林(百)委員 この法案は、やはり関係方面の意向があつてなされたのかどうか。この点をお聞きいたします。

○岡田(修)政府委員 関係方面の意向をくみ、関係方面と折衝の結果生れたわけでありす。

○林(百)委員 こういうこまかいことまで関係方面の意向がやはり来るのかどうかといふことが一つと、それからもう一つは、関係方面の意向だとすれば、関係方面はどういう見地からこういう方法がいいと考へられて、こういう指示をされたか、伺ひます。

○岡田(修)政府委員 御質問の通り、そういう指示があつたわけではございません。それから趣旨をいたしまして、定期用船に切りかへましたときに、船員は失業するのでなしに、ただちに次の船主に引継がれるものである。従つて船員に対する退職金を交付する債務を船主に負わす。その債務に対して国が補償する。こういう建前がとられたのでございまして、これは国際電気通信会社を国に接収したときにとつた例と同じだつたわけですから、その方法が示唆されたわけではございません。

○岡田委員 本法案に対する質疑もすでに盡されておりますので、質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○稲田委員長 岡田君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 御異議なしと認めます。

す。よつて質疑は打ち切りにいたします。これより討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。米窪満亮君。

○米窪委員 本件について二つの点に關連して、私は一昨日御質問を申し上げたのであります。すなわち民法上の解雇並びに海運界の慣例によりますと、雇用主がかわつたときは、当然この債務は次に引継がず、そのときに退職手当を渡すといふことに私は解雇しておるのであります。従つて雇用主が運賃会から船主にかつたときには、運賃会は当然支拂すべきものであつて、解雇して御質問を申し上げたのでございまして、船員に対する福利施設の点その他、私は修正案を出すつもりでおつたのですが、政府当局の御説明によつて、修正案も出さずに原案の通り賛成したいと思ふのであります。

もう一点は、三年以上勤続した人に対する退職金の規定が、ここに書いてないのであります。これも一昨日岡田海運局長より、政治的に考慮する、あるいは研究するといふお言葉がございましたから、この言葉を信頼して、これも修正しないことに考えております。

これを結論的に申し上げれば、原案に対して賛成したいと思ふのであります。しかしながら政府当局において、この船員の意思のあるところを十分に御考慮の上、船員の意思に沿うように御考慮願ひたいと思ひます。

○稲田委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は本法案に対して、四つの点で反対したいと思ひます。退職金が四億五千万円を越えること

ができないといふことは、船員の退職に対する生活の保障としては、まづたぐ十分であると思ふのであります。非常に内輪の要求でありますけれども、二年以上三年未満の者には百分の二百、三年以上の者には百分の三百と、何とかして直してもらいたいといふ希望も船員から出ておりますが、この点も全然考慮されておられません。われわれはこれでもなお十分だと思ひますが、とにかくこの四億五千万円を越えることはできないといふ額そのものが非常に僅少であつて、何ら船員の退職者の保障をするに足らないと思ふ。

第二点としては、退職船員が当然自分で受けるべき金を船舶所有者に交付され、その船舶所有者は、雇用の期間中は何年たつても本人に支給されない場合が非常に多いのでございまして、この点からしてわれわれはむしろ直接渡すべきものだと思ふのであります。この点が反対の第二点。

それから第三点としましては、しかもそうした船舶の所有者が、雇用期間中退職船員に支拂いしない場合は、利子などについても全然本人のものとして支給される規定がないのであります。この点はまづたく退職金を船舶所有者の自由にし、その間の犠牲を退職船員が一身に負わなければならぬような場合があるのであります。

われわれはもし船舶所有者が雇用期間中、何年たつても退職船員に支拂わなない場合には、十分その間の金利等をせめて拂うような条件を付すべきだと思ひますが、この点が考慮されておらない。これが第三点であります。第四点としましては、もし船舶所有者

者が本人に支拂いをしない場合には、当然それに対する何らかの罰則によつて、責任を強制させる方法を講じなければならぬと思ひますが、これらの方法が講じられておらない。

この四つの点から申しまして、本法案に反対するものであります。

○稲田委員長 これをもつて討論は終局いたしました。

よつて船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲田委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なおお諮りいたしますが、ただいま議決いたしました二法案に対する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲田委員長 異議なしと認め、さよう決します。

次会は明日午前十時からやりたいと思つております。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時四十二分散会

〔参 照〕

水先法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年三月三十日印刷

昭和二十五年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局